平成２６年（フ）第５７９号
大阪府交野市私市２丁目43番４号
債務者　中野　真二
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３号
静岡県浜松市北区引佐町金指1486番地の20
債務者　平山　まつ
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２２号
静岡県藤枝市時ケ谷482番地の11、旧住所静岡県島田市井口263番地の２　エステートピアＢ棟103号室
債務者　村越　　登
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２号
沖縄県宜野湾市志真志１丁目３番１―405号　サンクレスト長田
債務者　神山　優太
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第４号
三重県四日市市西松本町22番５号
破産者　髙尾　明宏
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１１８号
三重県桑名市大字江場字内中野862番地
破産者　株式会社喜久屋
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１２０号
三重県桑名市松ノ木６丁目14番地２
破産者　藤井　充栄
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１５３号
三重県四日市市東坂部町1794番地　バフェットＶ
破産者　大和田　薫
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第６２０号
栃木県宇都宮市下荒針町3572番地７　いづみハイツ２―Ｃ
破産者　齋藤　知紀
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３３６号
埼玉県吉川市大字平沼1671番地16
破産者　株式会社ツバキ設備
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４８０号
埼玉県越谷市東越谷１丁目５番地６
破産者　合同会社エムズファクトリー
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２６６号
滋賀県甲賀市土山町瀬ノ音965番地109
破産者　あゆみ物流株式会社
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７４５０号
大阪市中央区南久宝寺町１丁目10番13―1003号
破産者　医療法人本町会
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０２号
広島県福山市瀬戸町大字地頭分2035番地12
破産者　株式会社プライズ
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１６４８号
福岡市中央区大名１丁目９番14―404号
破産者　合同会社ＰＯＲＴＵＳ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７７号
富山市西宮258番地
破産者　河井運輸株式会社
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７７号
岐阜県各務原市那加前洞新町３丁目142番地　ハイツ杉山２―１、前住所岐阜県各務原市那加前洞新町３丁目200番地　コーポラス杉山Ｂ205
破産者　安部　信之
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１４６号
愛知県豊橋市菰口町６丁目13番地の４
破産者　株式会社セルフィッツワールドジャパンホームズ
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１４７号
愛知県豊橋市東小池町92番地３
破産者　ダイキハウジング有限会社
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２０６号
徳島市佐古二番町１番13号
破産者　有限会社徳元紙工
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部